

行政刷新会議及び行政事業レビュー公開プロセスの評価結果について

1

**生活衛生営業関係補助金行政刷新会議及び
行政事業レビュー公開プロセスの評価結果の
概要について**

行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果の概要

1. 事業仕分けの概要

- 公開の場において、外部の視点も入れながら、それぞれの事業ごとに可否等を議論し判定するものであり、透明性を確保しながら、予算を見直すことができる有効な方法。
- 行政刷新会議は、事業仕分け第2弾として本年4月下旬と5月下旬に独立行政法人や政府系の公益法人が行う事業について事業仕分けを実施。
- また、各府省において、事業の実態を十分に把握・点検し、その結果を事業執行や予算要求等に反映する取組として行政事業レビューの公開プロセスを実施。

2. 事業仕分けの評価結果の概要（生活衛生関係営業分）

○行政刷新会議事業仕分け評価結果（平成22年5月24日）

仕分け対象事業	法人	評価結果
○指定講習事業	理容師美容師試験研修センター	廃止 (管理理容師・美容師講習の廃止)
○クリーニング師研修等事業	全国生活衛生営業指導センター	廃止 (国による研修義務付けの見直し)
○生活衛生振興助成費等補助金	全国生活衛生営業指導センター	廃止 (説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき)

○行政事業レビュー公開プロセス評価結果（平成22年6月10日）

仕分け対象事業	法人	評価結果
○生活衛生営業指導費補助金		事業の廃止(直ちに)

生活衛生営業関係補助金に対する 行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果[概要]

行政刷新会議の評価結果

生活衛生振興助成費等補助金

WGの評価結果

廃止(説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき)

廃止5名、自治体・民間1名

国等が実施1名(事業規模縮減)

当該法人が実施1名(事業規模縮減)

[事業の必要性は理解]

- 国が何かしらのサポートを行うべきであること、この事業の目的自体には大きな疑問は持っていない。
- 施策の目的には非常に賛同するものがあり、そのために必要であれば国として税金を使ってやるべき。

[効果測定が不十分]

- 目的が達成されているかどうかという点についての説明が十分になかった。
- 国民皆さんに必要なといえるほど自信のある説明をいただいていないので、十分な説明と十分な効果測定を行っていただきたい。

行政事業レビューの評価結果

生活衛生営業指導費補助金

評価結果

事業の廃止(直ちに)

事業の廃止(直ちに)3名

事業の廃止(事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後)2名

国が実施する必要なし(地方公共団体の判断に任せる)1名

国が実施する必要なし(その他(地方+民間))1名
事業は継続するが、更なる見直しが必要1名

[とりまとめコメント]

- 国、自治体、団体等の役割を厳密に精査の上、全体のスキームを立て直すべき。
- 国からの補助は廃止し、その実施については各都道府県生活衛生営業指導センターの判断に委ねる。

[長浜副大臣コメント]

- 生衛法は議員立法により成立していることを踏まえ、政務三役で取扱いを検討する

クリーニング師研修等事業に対する行政刷新会議の 評価結果について

行政刷新会議の評価結果

WGの評価結果

廃止（国による研修義務付けの見直し）

権限付与自体の廃止 8名

○内容はともかく、この制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、そもそも国の事業として行う正統性がない、といったコメントがあった。

○品質が落ちれば淘汰されていくわけで、品質向上の話は業界内で行えばよく、国が義務付ける必要性についての納得得られる回答がない。

○結論としては、権限付与自体の廃止だが、内容としては、国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する、ということ結論としたい。

管理理容師・管理美容師指定講習事業に対する 行政刷新会議の評価結果について

行政刷新会議の評価結果

WGの評価結果

廃止（管理理容師・美容師講習の廃止）

権限付与自体の廃止 7名

見直しを行う1名（講習内容を見直すべき 1名）

○公衆衛生についての理解を深めていくことに関して、評価者は何ら疑問を持っていない。
ただ、この講習制度の立てつけ上、理容師・美容師が2名になったら受けなければならないことの合理性が、本日の説明では理解できなかった。

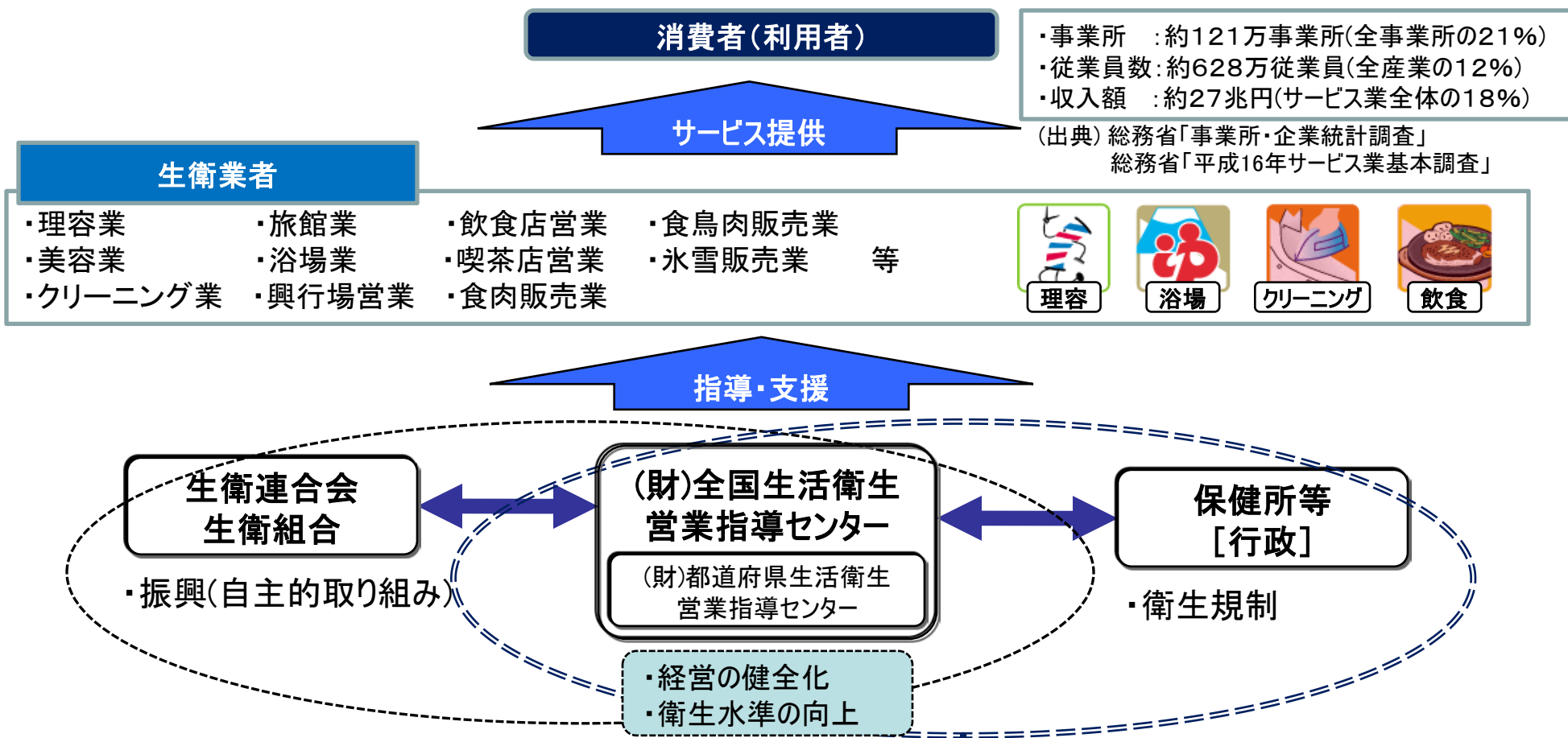
○公衆衛生に関して、理容師・美容師の資格を取得する際に、より一層、公衆衛生について理解を深めさせることはいいと思うが、わざわざ2名になる時にこれを受けなければならないと義務付けることについては、当WGとしては理解できない。このため、権限付与自体の廃止、すなわち、2名になると受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直しを結論とさせていただく。

2

生活衛生営業関係補助金について

生活衛生関係営業について

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、振興と規制が一体となって経営の健全化と衛生水準の向上を図ることが必要



※我が国では、生活衛生関係のサービスの衛生水準は高い水準(食中毒や感染症の発生の防止、安心・安全で質の高いサービスの享受)

生活衛生関係営業の役割について

中小零細が多い生活衛生関係営業は
主に「3つの役割」を担っている。

衛生的サービスの提供

生衛業の役割

○生衛業は国民生活に密着した営業であるため、日頃の衛生面の確保は大変重要



営業施設の衛生水準を確保することにより、消費者が安心して衛生的で快適なサービスを利用できる

地域の雇用確保

生衛業の役割

○生衛業は地域の雇用確保(全産業の12%)や地域経済に地道に貢献



・従業者数628万人で約27兆円規模の事業を展開
・労働集約型で雇用の受け皿となっている

地域社会への貢献

生衛業の役割

○生衛業は地域密着経営であり、地産地消の推進や地域の福祉・健康対策に貢献



・健康入浴事業
・補助犬同伴受入れ
・食品リサイクルの推進
・食育への対応 等

生活衛生営業対策の経緯

施策の背景

○昭和32年

戦後の経済復興の中、就業者が著しく増加し、特に、生活衛生関係営業は過当競争気味となり、中小企業者が多く、数も著しく多い業界という性格もあり利潤を無視した低料金、低賃金、長時間労働等が横行

- 正常な経営が阻害
- 衛生措置の低下が憂慮

「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」の制定

- ・環境衛生同業組合・同連合会の設立
- ・料金等の規制措置
- など過当競争防止策を骨子として制定

「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」の改正（第8次改正）

- ・法の目的に経営の健全化、消費者・利用者の利益の擁護を追加
- ・振興事業制度を規定
- ・都道府県及び全国環境衛生営業指導センターの設置を規定
- ・標準営業約款制度を規定
- するなど生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るために改正

「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」の改正（第16次改正）

- ・法律の目的に振興を追加
- ・組合の事業に老人福祉及び地域福祉を追加
- ・国及び地方公共団体の営業者組織の自主的活動に対する助成・援助を規定
- するなど生衛業の振興・活性化の促進を図るための支援並びに少子高齢化社会に対応するための改正

○昭和54年

日本経済が高度成長から低成長へ、経済の主流も第2次産業から第3次産業へ移行、特にサービス産業への移行が強い傾向

- 大企業の参入による価格競争で深刻な影響
- 不況産業からの掃き出し的な新規参入が増加し、過剰供給状態による経営の悪化

○平成12年改正

※法律の名称を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に変更

国際化、規制緩和、消費者ニーズの多様化及び少子高齢化など生活衛生関係営業を取り巻く社会経済情勢が大きく変化するとともにバブル崩壊による長期不況化

- 個々の営業者の自主的、主体的努力のもと衛生水準の維持向上を図りながら発展していくための環境づくりが必要。

現状と課題及び対応方針

○社会構造の著しい変化

- ・本格的な少子高齢化と人口減少社会の到来

労働力人口の減少、高齢者世代の増加

○経済情勢・経営環境の悪化

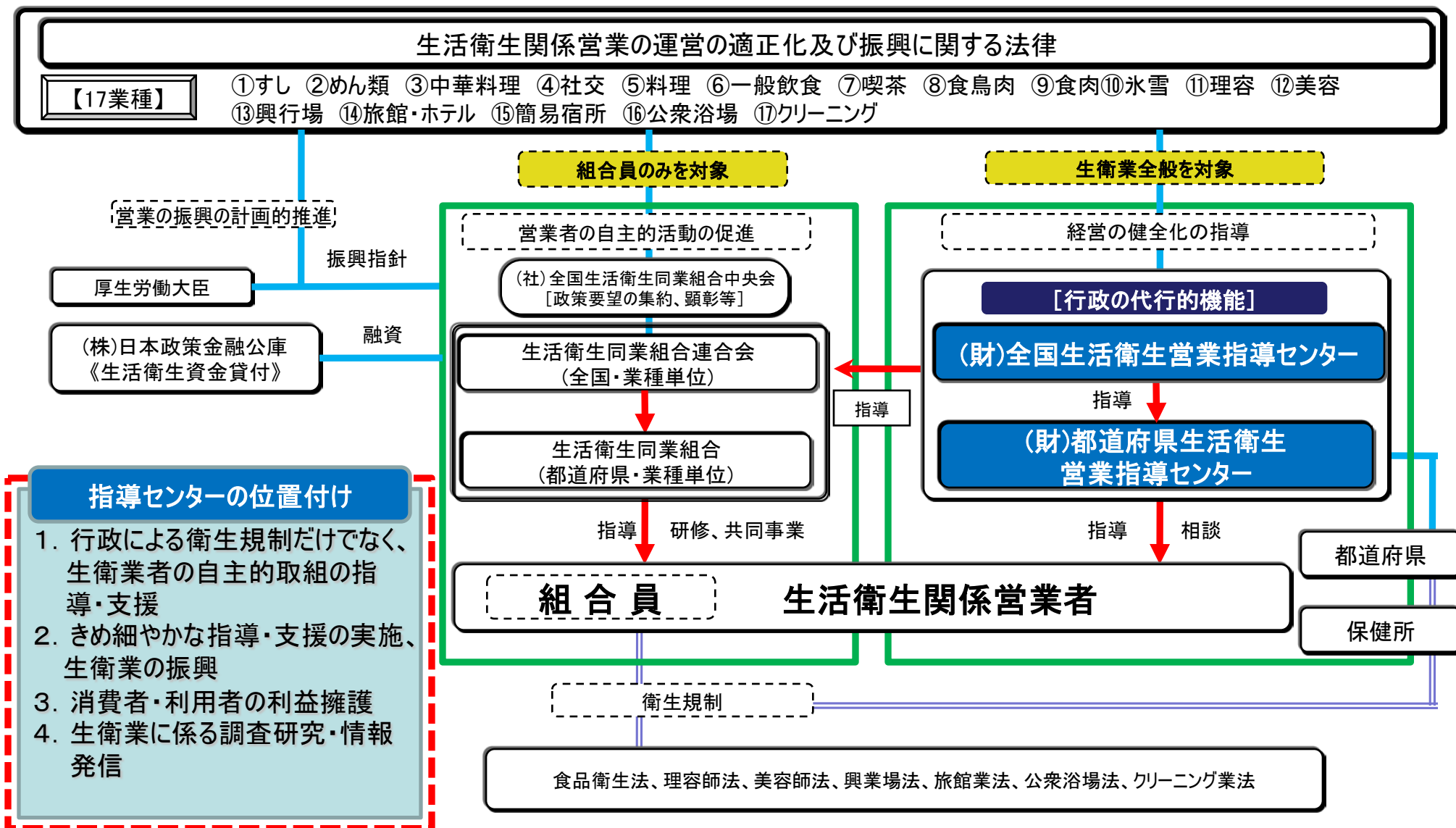
- ・国民所得の伸びの低迷
- ・世界的金融危機を発端とした景気の悪化

国民の消費マインドの低迷など消費動向の変化

- ・厳しい経営環境
- ・経営手法の見直しの必要性

- 社会経済情勢に対応した振興指針見直し
- 省エネ化の促進、経営指導体制の拡充による支援体制の強化
- 融資制度の拡充による金融支援の強化

生活衛生関係営業の施策の体系について



(1)生活衛生振興助成費等補助金

生活衛生振興助成費等補助金について

○生活衛生同業組合連合会・生活衛生同業組合の健全な発達と衛生水準の向上、消費者(利用者)の利益擁護の観点から生衛業の経営の健全化を図ることを目的。

【交付方法】

厚生労働省

〔補助金〕
418百万円

※平成20年度予算額

※財団法人全国生活衛生営業指導センターは、同法第57条の10に規定する事業として、

○連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること

○連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと

が法人の事業として位置づけられており、連合会に対する指導と助成を一体として実施することが効果的である。

※昭和55年に財団法人全国生活衛生営業指導センターの活動に対する補助規定が、平成12年に組合・連合会に対する助成規定がそれぞれ議員立法により法制化。

財団法人全国生活衛生営業指導センター

a.生衛業に関する情報収集・提供(29百万円)

生活衛生営業情報ネットワーク事業費等

b.生衛業に関する調査研究(23百万円)

新型インフルエンザ対策や経営関係情報の資料作成等

c.都道府県センター、連合会、組合に対する連絡調整、指導(25百万円)

巡回指導、指導用資料の作成等

d.生衛業の相談支援に当たる人材の養成(10百万円)

経営指導員の研修等

e.連合会、組合に対する振興助成(188百万円)

f.後継者育成事業、経営改善推進事業(75百万円)

g.a.~f.の事業実施に必要な人件費(66百万円)

〔助成費〕

生衛組合連合会(16連合会)
都道府県生衛組合(20組合)
188百万円

〔指導・評価〕

〔自主的活動の例〕

- クリーニング事故防止のための予防情報提供
- 消費者ニーズに応じた新メニューの開発
- 旅館・ホテル安心安全検定試験の実施

- 振興指針を定める際に適切に反映
- 生衛業の経営健全化と衛生水準の向上を確保

事業実施のための重点を示すとともに、事業の実施方法に対する指導、進捗中の実地での指導、終了後の評価レビュー、成果の取りまとめや普及啓発まで一体的に実施

〔委託費〕

〔指導・評価〕

(財)都道府県生活衛生
営業指導センター
75百万円

〔事業の例〕

- 中高生による理容カット体験
- 旅館施設におけるインターンシップ体験
- 創業者・後継者等育成研修会の実施
- 経営改善に資する消費者調査・分析、HP作成

【全国生活衛生営業指導センター】生活衛生振興助成費等補助金

評価結果 取りまとめコメント	評価結果・取りまとめコメントに対する対応状況	備考
【評価結果】 廃止 (説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき) (廃止5名、自治体・民間1名 国等が実施1名(事業規模縮減) 当該法人が実施1名(事業規模縮減)) 【取りまとめコメント】 評価者全員が、中小零細の方々の衛生面について、国が何かしらのサポートを行うべきであること、この事業の目的自体に関しては大きな疑問を持っていない。ただし、その仕組みや具体的に支出されている内容を見たときに、果たしてその目的が達成されているのかどうかという点についての説明が十分になかった。 当WGとしても、4億円という国費の使い方に関してひとつの評価を下すに際して、その効果等がわからないまま、存続が必要だとは決して言えない。小規模 〈 続 く 〉	【削減額】 平成22年度予算 409,346千円 → 平成23年度概算 131,890千円 【取りまとめコメントに対する対応状況】 平成23年度予算概算要求においては、行政刷新会議の指摘を踏まえ、既存の補助金は廃止し、新たに生衛法の趣旨(経営の健全化、衛生水準の向上、消費者の利益擁護)及び現場のニーズを踏まえ補助金の在り方をゼロベースで見直し、 ① 有識者による事業の効果検証の実施 ② 事業の重点化 ③ 事業実施者への補助への転換(直接補助の実施) 等を行うこととしたところである。 また、平成23年度予算概算要求の内容を踏まえつつ、新たに導入する評価指標など、事業評価制度の在り方 〈 続 く 〉	※事業実施者への補助へ転換(直接補助の実施) 全国生活衛生営業指導センターを経由していた事業を廃止したことにより要求額が大きく減少している。 ※なお、上記廃止事業については、事業実施者である連合会・生衛組合と都道府県生活衛生営業指導センター向けの直接補助に転換 ・連合会・生衛組合向け (160,000千円(概算要求額)) ・都道府県生活衛生営業指導センター向け (46,154千円(概算要求額)) ※役員については、平成22年7月の改選時に厚労省OB非常勤役員2名を削減済み

評価結果 取りまとめコメント

な事業所は非常に努力されていることはわかるし、その衛生水準の向上に寄与したい気持ちはあるが、厚労省からは、そのために何故4億円が必要なのか、その4億円がどのような効果を果たしているかに関して、抽象的な説明はあったものの、具体的な説明は一切なかった。

施策の目的には非常に賛同するものがあり、そのために必要であれば国として税金を使ってやるべきであると考えるが、現在行われている仕組みや評価の中で、実際に行われていることが、国民皆さんに必要だといえるほど自信のある説明をいただけていないので、当WGとしては、廃止とさせていただく。十分な説明と十分な効果測定を行っていただきたい。

評価結果・取りまとめコメントに対する対応状況

について議論を行うため、22年9月中に検討の場を設置する。

※民主党生活衛生業振興議員連盟（会長：鹿野議員）において、厚生労働省の概算要求に先立って、営業者の方々のご意見を踏まえて、「生活衛生営業関係補助金の在り方について」の要望書がとりまとめられた。

これを踏まえて、平成23年度予算概算要求の取扱いの検討が政務三役で行われ、既存の補助金を廃止し、新たに生衛法の趣旨及び現場のニーズを踏まえ、補助金の在り方をゼロベースで見直したところ。

備考

(参考資料)

厚生労働大臣

長 妻 昭 殿

生衛業関係補助金並びにクリーニング師研修等制度、
管理理容師・美容師講習制度の廃止に反対する陳情

5月24日に開催された行政刷新会議 WG による事業仕分けにおいて、
(1) 生活衛生振興助成費等補助金、(2) クリーニング師研修等制度、
(3) 管理理容師・美容師講習制度が「廃止」と結論付けられ、また、
6月10日に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、(4)
生活衛生営業指導費補助金も「廃止」と結論付けられました。

これまで、国と我々生衛業界は一体となって、利用者・消費者の利益
擁護に資するよう、衛生水準の維持向上及び生衛業の健全な発展に努め
てきたところですが、今回の評価結果は、これらに深く関係する各種施
策の消滅を意味するものであります。

このたび、当全国生活衛生同業組合中央会傘下の16業種の全国生活
衛生同業組合連合会をはじめとする生衛業関係団体では、生衛業関係補
助金並びにクリーニング師研修等制度、管理理容師・美容師講習制度の
廃止に反対する署名運動を実施し、全国の生衛業者のほか消費者・利用
者等の一般国民を含め約90万人の賛同を得たところです。

つきましては、地域社会において国民生活に直結した営業を行ってい
る生衛業16業種が、今後も衛生水準の維持向上及び営業の健全な発展
に努め、利用者・消費者の利益擁護に資することができるよう、生活衛
生振興助成費等補助金並びに生活衛生営業指導費補助金を確保して頂く
とともに、クリーニング師研修等制度、管理理容師・美容師講習制度を
継続して頂きますよう、ご配慮の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成22年8月11日

社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

理事長 濱田 康



(傘下連合会)

- ・全国理容生活衛生同業組合連合会
理事長 大森 利夫
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会
理事長 三根 卓司
- ・全国興行生活衛生同業組合連合会
会長 大藏 満彦
- ・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
会長 青山 亨
- ・全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
理事長 関 稔幸
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
会長 佐藤 信幸
- ・全国麺類生活衛生同業組合連合会
理事長 鵜飼 良平
- ・全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
理事長 菅 沼 達郎
- ・全国食肉生活衛生同業組合連合会
会長 中 臺 岩 男
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
会長 加藤 隆
- ・全国すし商生活衛生同業組合連合会
会長 山 縣 正
- ・全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
会長 井 元 弘
- ・全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
会長 八 亀 忠 勝
- ・全国中華料理生活衛生同業組合連合会
会長 伊 藤 毅
- ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
会長 濱 田 康 喜
- ・全国料理業生活衛生同業組合連合会
会長 藤 野 雅 彦

我が国の国民生活を支えている生活衛生関係営業(生衛業)は、衛生水準を確保しながら安全で安心なサービスを提供し、雇用の維持・確保の面においても大きな役割を担っていることから、生衛業を元気にすることは、「国民の生活が第一。」とする民主党の基本政策の姿勢に合致するものである。

先の行政刷新会議WGによる事業仕分け及び行政事業レビュー公開プロセスは「閉塞感を打ち破り、国民のための行政を国民みんなの力を結集してスタートする」という精神で行われているため、評価結果については基本的には尊重しなければならない。

一方で、中小零細が多い業界の意見も十二分に耳を傾けながら進めていくことが重要である。同時に、外国から日本に来られる方々も快適な生衛業のサービスが受けられるよう、国際化の観点に立った営業が行えるようにしていく必要がある。

このため、政治主導のもと、事業仕分けでの指摘を踏まえながら、国民生活に直結した生衛業を支援するための改革を確実に実行すべきである。

一 生活衛生関係補助金については、「施策の目的には賛同する」、「十分な効果測定を行うこと」という指摘を踏まえ、補助金の在り方を国民目線に立ってゼロベースで見直し、現場の政策ニーズに合致した新たな支援内容とすること。

二 クリーニング師研修等事業については、利用者の利益の擁護、衛生水準の維持向上の観点から不可欠であることから、事業仕分けの指摘を踏まえながら、営業者の方々の意見を十分に反映した形で必要な見直しを行うこと。

三 管理美容師・美容師講習事業については、衛生水準の維持向上の観点から不可欠であるため、事業仕分けの指摘を踏まえながら、営業者の方々の意見を十分に反映した形で必要な見直しを行うこと。

生活衛生営業関係補助金の在り方について

「3つの改革の視点」で事業をゼロベースで見直し



行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果を踏まえ、生衛法の趣旨(経営の健全化、衛生水準の向上、消費者の利益擁護)及び現場の政策ニーズを踏まえ補助金の在り方をゼロベースで見直すことが必要

1. 国民的視点に立脚した評価指標の導入
 - 定性的・定量的評価指標の導入
 - 有識者による効果検証の実施
 - 事業評価の予算への反映
2. 国民的視点に立脚したムダづかいの削減を徹底
 - 天下りの排除と職員の質の向上
 - 契約の徹底した適正化
 - システム等の調達コストの徹底した削減
3. 政策目的・現場の政策ニーズに合致した事業への重点化
 - (1) 全国センターへの補助
 - 重点事業の徹底強化
 - ・生衛業における健康・福祉対策(感染症、健康づくり等)
 - ・生衛業における国際化への対応(英語・中国語等の表示等)
 - ・環境対策(地球温暖化対策、リサイクル等)
 - ・インターネットメディアを通じた情報提供の充実
 - 直接補助への転換
 - ・連合会・生衛組合への直接補助の実施
 - (2) 都道府県センターへの補助
 - 重点事業の徹底強化
 - ・経営指導・支援の充実(金融・税制の専門家による相談会開催、組合による経営改善への支援等)
 - ・消費者コールセンターの設置
 - 全国センター向けから都道府県センター向けへの事業の転換
 - ・後継者育成支援事業

生活衛生営業関係補助金の見直し方針について

民主党議連の要望を踏まえ事業をゼロベースで見直し

【民主党議連の要望】

- 国民的視点に立脚した評価指標の導入
 - 定性的・定量的評価指標の導入
 - 有識者による効果検証の実施
 - 事業評価予算への反映
- 国民的視点に立脚したムダづかいの削減を徹底
 - 天下りの排除と職員の質の向上
 - 契約の徹底した適正化
 - システム等の調達コストの徹底した削減
- 政策目的・現場の政策ニーズに合致した事業への重点化
 - (1) 全国センターへの補助
 - 重点事業の徹底強化
 - ・ 生衛業における健康・福祉対策(感染症、健康づくり等)
 - ・ 生衛業における国際化への対応(英語・中国語等の表示等)
 - ・ 環境対策(地球温暖化対策、リサイクル等)
 - ・ インターネットメディアを通じた情報提供の充実
 - 直接補助への転換
 - ・ 連合会・生衛組合への直接補助の実施
 - (2) 都道府県センターへの補助
 - 重点事業の徹底強化
 - ・ 経営指導・支援の充実(金融・税制の専門家による相談会開催、組合による経営改善への支援等)
 - ・ 消費者コールセンターの設置
- 県センター向けへの事業の転換
 - ・ 後継者育成支援事業

【要望に対応した事業案】[新規]

●生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)811,267千円

- 全国センター、都道府県センターにおいて事業の効果検証の実施(効果検証等調査費を計上) 8,918千円

- 理事長はすでに業界代表者、役職員については段階的に公募に切り替え
- 人件費の削減 408,600千円 → 386,768千円
- 競争性の高い契約方式の徹底

【事業の重点化】 (全国センター)

- **健康・環境対策事業費** 797千円
 - ・ 新型インフルエンザ等の感染症等への速やかな対応・伝達体制の確立
 - ・ 地球温暖化対策、リサイクル等の推進、都道府県センターの事例収集
- **情報ネットワーク事業費** 14,074千円
 - ・ 都道府県センター、連合会、生衛業者等に対する情報提供の充実を図る

(都道府県センター)

- **相談指導事業費** 98,818千円
 - ・ 生衛業者、組合に対する相談指導
- **分野調整等協議会等事業費** 1,633千円
 - ・ 大企業の進出等で生じる問題への対応
- **消費者コールセンター事業費** 9,095千円
 - ・ 消費者からの苦情相談体制を構築し、消費者の権利擁護の充実を図る

【事業実施者への補助への転換(全国センター経由の廃止)】

- **経営安定化事業費** 160,000千円
 - ・ 連合会及び組合に対し、国から直接補助を実施
 - ・ 生衛業における国際化への対応の支援
- **後継者育成支援事業** 46,154千円
 - ・ 従来全国センターで実施していた事業の移管

(参考)

全国センター	409,346千円 → 131,890千円
都道府県(都道府県センター)	492,062千円 → 519,377千円
連合会及び組合への直接補助	0千円 → 160,000千円

【スクラップ財源】[廃止]

合計 901,408千円

●生活衛生振興助成費等補助金

409,346千円

補助率: 定額

補助先: 全国センター

●生活衛生営業指導費補助金

492,062千円

補助率: 1/2

補助先: 都道府県

(都道府県センター)

10%
削減

(2)生活衛生營業指導費補助金

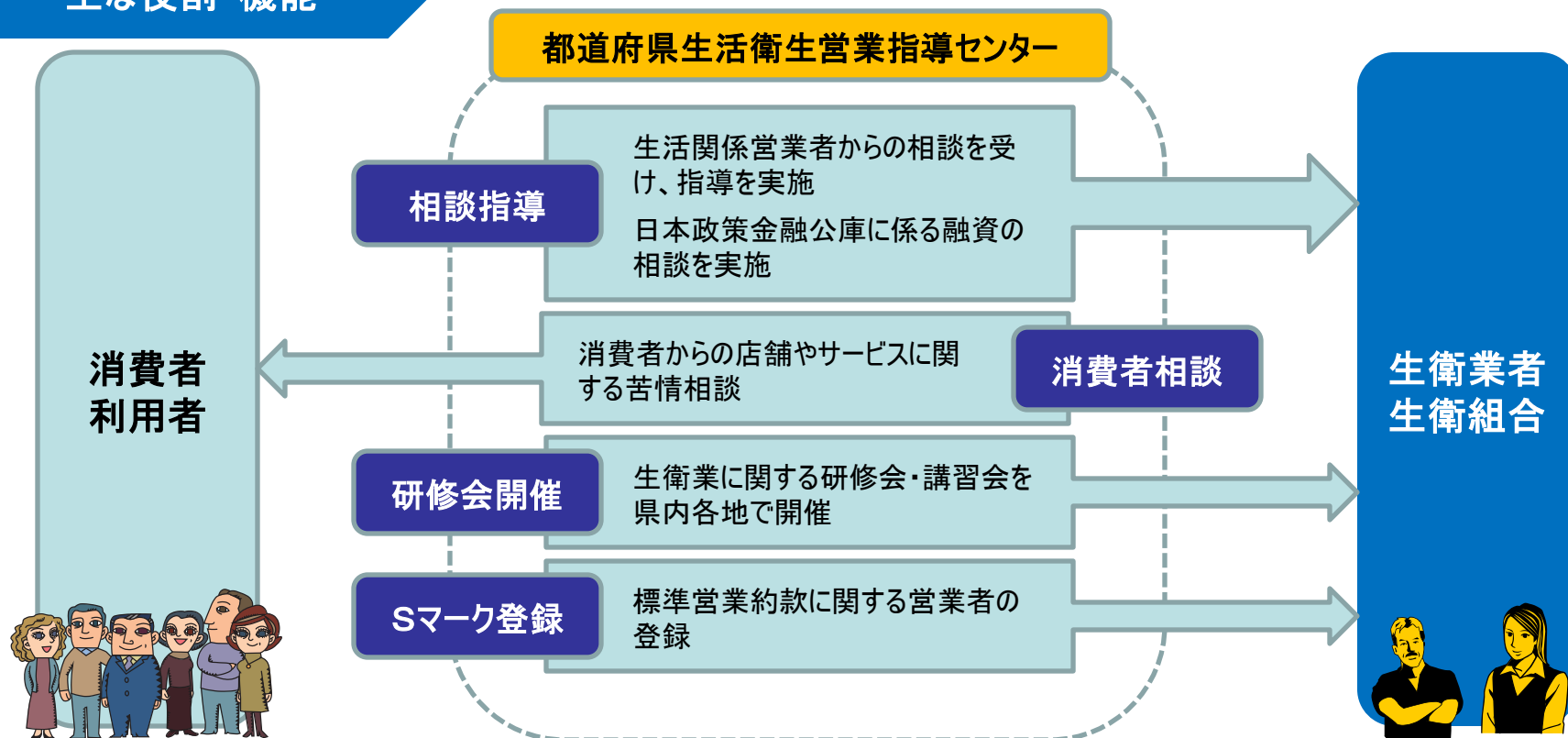
都道府県生活衛生営業指導センターについて

目的

組織体制

- 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設置された財団法人で、知事が指定した生衛業のための専門の指導機関で各都道府県に1つ設置されている。
(都道府県知事が指定)(指導員3名・補助職員1名の体制)
- 生衛業の経営の健全化と衛生水準の向上を図り、利用者・消費者の利益を守ることを目的。

主な役割・機能



○都道府県指導センターは、都道府県内の生衛業者に対する指導・支援を行う実施機関

○全国指導センターは、全国的な指導体制の整備を図るため、都道府県指導センターに対する研修・指導等を行う指導機関

生活衛生営業指導費補助金について

○ 生活衛生営業指導費補助金

22年度当初予算額 492百万円
(21年度補正後予算額 527百万円)

当該補助金により、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談、講習会や展示会の開催、国の施策についての普及啓発等が実施されており、中小零細事業者が多い生衛業の経営の振興・健全化、衛生水準の維持向上、また利用者及び消費者の利益の擁護を図る上で当該補助金による支援策は重要なものである。

一方、都道府県の財政事情の悪化等から、財政措置を十分図ることが困難な都道府県があり、近年不用額が生じる傾向がみられているため、平成22年度予算において縮減を図ったところである。

- ・ 補助先: 都道府県
- ・ 補助率: 1/2

平成21年度(実績)

(単位: 百万円)

	人件費	事業費				合計
		相談指導事業	分野調整等協議会等事業	情報化整備事業	活性化促進事業	
総事業費	746	153	3	21	29	953
国費	369	76	2	11	14	472

都道府県指導センターにおいては、各業種の特性や地域の実情に応じて、公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供、受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援、クリーニング後の衣類を梱包するポリ包装材のリサイクルの推進など、生衛業の活性化のための事業(活性化促進事業)を実施している。

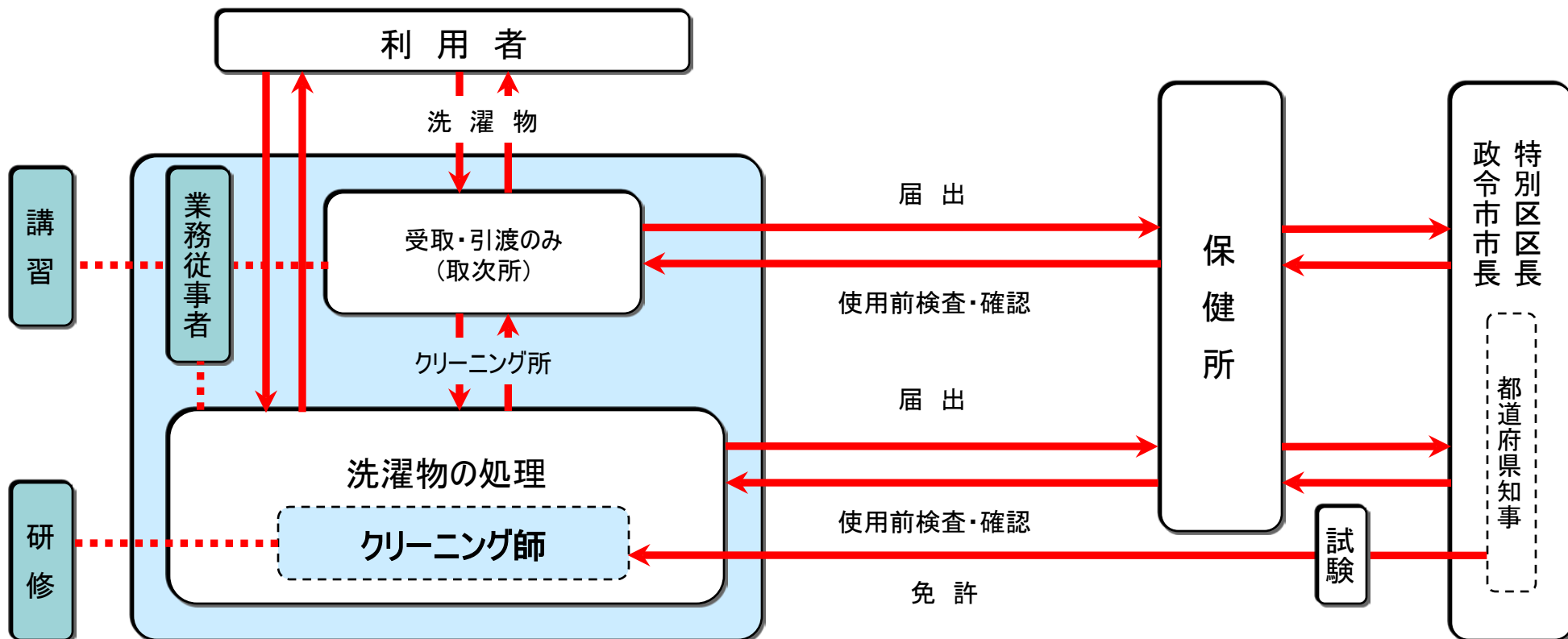
生活衛生営業指導費補助金

公開プロセスの結論 主な理由・コメント	公開プロセスの結論、主な理由・コメントに対する対応状況	備考
【公開プロセスの結論】 事業の廃止(直ちに) 【主な理由・コメント】 ○国、自治体、団体等の役割を厳密に精査の上、全体のスキームを立て直すべき。 ○国からの補助は廃止し、その実施については各都道府県生活衛生営業指導センターの判断に委ねる。	【削減額】 平成22年度予算 492百万円 平成23年度要求 519百万円 差引増▲減額 27百万円 <u>うち反映額 ▲19百万円</u> 【対応状況】 ○行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を尊重しつつ、営業者の方々の意見等を踏まえ、 ①国民的視点に立脚した評価制度の導入、 ②国民的視点に立脚したムダづかいの削減を徹底、 ③政策目的・現場の政策ニーズに合致した事業への重点化 という「3つの改革の視点」で事業をゼロベースで見直すとともに、後継者育成支援事業について全国指導センターから都道府県あてに交付先を変更したうえで、新規に要求する。	①事業の廃止について、営業者及びその団体から反対する旨の意見が届いていること ②都道府県からも補助の継続を求める要望が届いていること ③当該事業の根拠法令である生衛法は議員立法により成立していること 等を踏まえ、平成23年度予算概算要求の取扱いの検討が政務三役で行われ、既存の補助金を廃止し、新たに生衛法の趣旨及び現場の政策ニーズを踏まえ補助金の在り方をゼロベースで見直したところ。(生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)平成23年度要求額519百万円) なお、要求額が増額となっているのは、後継者育成支援事業(46百万円)の交付先を全国センターから都道府県あてに変更したためである。 ※民主党生活衛生業振興議員連盟(会長：鹿野議員)において、厚生労働省の概算要求に先立って、営業者の方々のご意見を踏まえて、「生活衛生営業関係補助金の在り方について」の要望書がとりまとめられた。

3

クリーニング研修等事業について

クリーニング業法について



クリーニング業

溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすること。

クリーニング行為

受取、選別、洗たく、乾燥、プレス、染み抜き、仕上げ、引渡等

クリーニング所

○ 一般クリーニング所
洗たく機及び脱水機を備えるとともに、クリーニング師を置かなくてはならない。
(平成20年度現在 38,165施設)

○ 取次所
洗たく物の処理をせず受取・引渡のみを行う。
(平成20年度現在 98,586施設)

クリーニング師

都道府県知事免許(平成20年度現在
従事クリーニング師数 57,707人)

クリーニング業務従事者

クリーニング所の業務に従事する者(クリーニング所の従業員5人に1人以上)は業務に関する講習会を受講。

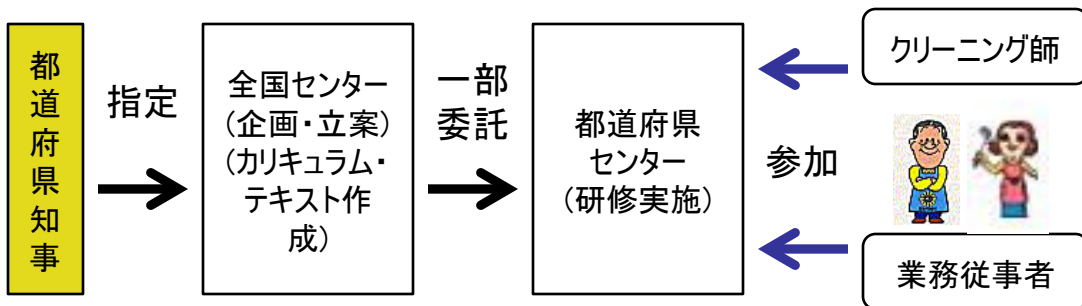
クリーニング師研修等事業について

- クリーニング師等研修制度は、業務に関する知識・技能の向上を図ることにより事故を防止し、消費者(利用者)利益の保護とクリーニング業の経営の健全化を図ることを目的。
- クリーニング師等については、クリーニング業法に基づき、業務に従事した1年以内に研修(講習)を受け、研修受講後3年を超えない期間で再研修(再講習)を受けることとされている。

クリーニング師とは・・

○クリーニング師の免許は、中学校を卒業したものを対象に、都道府県知事の試験(①衛生法規、②公衆衛生、③洗濯物の知識及び技能)に合格した者に付与(法第6条)

クリーニング師研修等事業のスキーム



背景

- 衣料素材の多様化
- ファッション化
- 加工技術の複雑化
- 環境規制の変化

研修実施

専門職種の養成

- 資質の向上
- 最新知識の修得
- 技術水準の向上

研修効果

○常に衛生的で安心な状態でサービスを提供

○国民の「健康で、美しく、楽しい」生活を実現

クリーニング師研修等事業の主な内容

1. 洗濯物の受取り、保管及び引渡しへの対応

- 利用者からのクレームのあった問題事例について、「クレームの原因」、「クリーニング店に望まれる対応」、「トラブル防止のポイント」を提示
- 洗濯物の状況把握、引渡し時の確認等の望ましいカウンター業務のあり方を提示

2. 繊維素材の基礎知識

- 繊維素材の性質、衣料品生産の方法、染色加工等について、最新の情報を提供し、事故防止策を提示

3. 洗濯物の処理のあり方

- クリーニングの工程、溶剤・洗剤・クリーニング用機器について、最新の情報・留意点を提示

4. 衛生法規及び公衆衛生の知識

- 衛生法規や環境規制、公衆衛生の最新の規制の変更点などについて提示

【全国生活衛生営業指導センター】クリーニング師研修等事業

評価結果 取りまとめコメント	評価結果・取りまとめコメントに対する対応状況	備考
【評価結果】 廃止 (国による研修義務付けの見直し) (権限付与自体の廃止 8名) 【取りまとめコメント】 内容はともかく、この制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、そもそも国の事業として行う正当性がない、といったコメントがあった。民間で行われることであれば、品質が落ちれば淘汰されていくわけで、品質向上の話は業界内で行えばよいこと。国が義務付ける必要性についての納得の得られる回答はなかった。結論としては権限付与自体の廃止だが、内容としては、国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する、ということ結論したい。	【削減額】 — ※国費の投入はされていない 【取りまとめコメントに対する対応状況】 ○行政刷新会議の評価結果を踏まえ、クリーニング師の方や関係業界の意見の十分な聴取と、実態の把握を行うため、研修事業の存続の是非や受講率の向上方策、研修内容の精査を中心に議論をする検討の場を22年9月中に設置する。 ※見直しを行うためには、クリーニング業法の改正が必要となりうる	※役員については、平成22年7月の改選時に厚労省OB非常勤役員2名を削減済み

4

管理理容師・管理美容師指定講習事業について

理容師・美容師制度について(1)

理容師・美容師

- 理容師・美容師免許は理容師法(昭和22年)、美容師法(昭和32年)に基づく国家資格
- 免許取得のためには高校を卒業後、厚生労働大臣が指定した理容師・美容師養成施設で2年間(原則)必要な学科・実習を終了したのち、国家試験に合格することが必要
- 理容師法及び美容師法に基づく指定試験機関として「(財)理容師・美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務・登録事務を実施

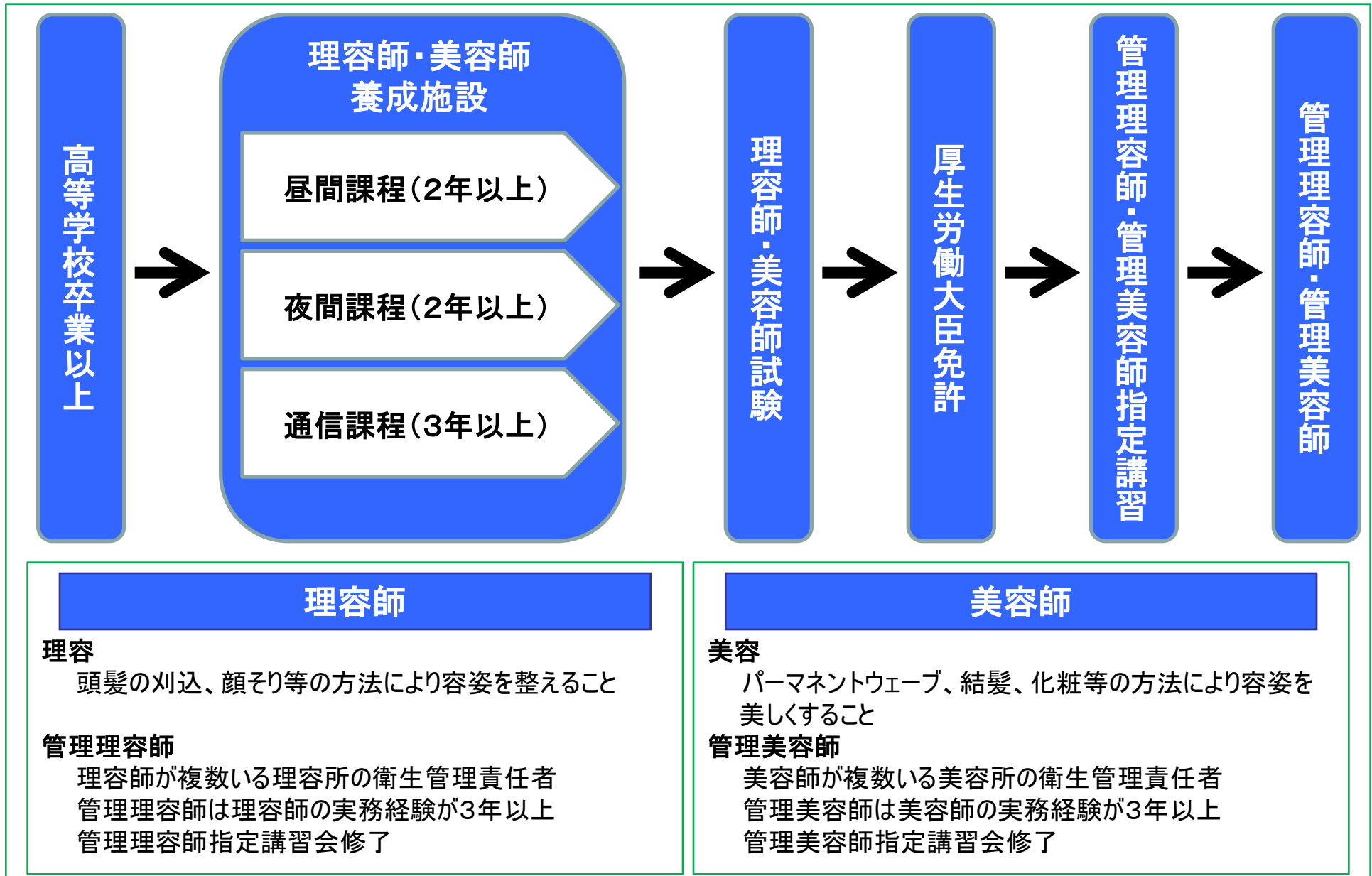
管理理容師・管理美容師制度創設経緯

- 昭和30年代後半には、資格取得の前提となるインターン制度の影響もあり、無資格で業務を行っている者が一部に見られた
- このような状況を背景に、理容・美容業界及び理容師・美容師養成施設団体からの要請を踏まえ、議員立法により理容師法・美容師法の改正が行われ、管理理容師・管理美容師制度が創設された(昭和43年)。

管理理容師・管理美容師

- 管理理容師・管理美容師資格は、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を終了した者に付与
- 管理理容師・管理美容師制度は、理容業務・美容業務の技術的管理運営の適正化及び美容・理容施設の衛生的管理の向上並びに利用者の衛生保持のために設けられたもの

理容師・美容師制度について(2)



管理理容師・管理美容師指定講習事業について

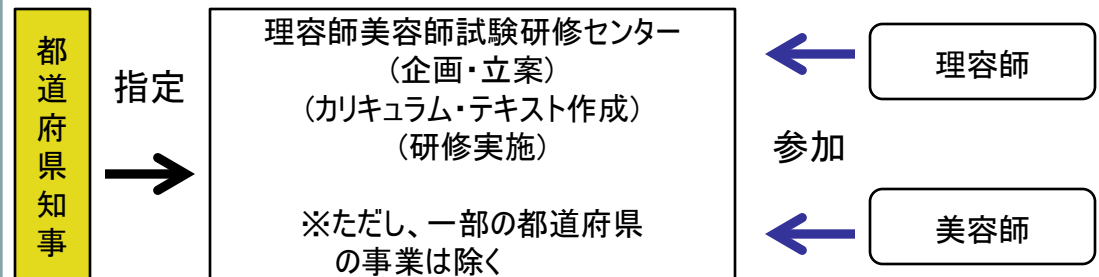
○管理理容師・管理美容師指定講習事業は、衛生水準の向上と消費者利益の保護、理容業・美容業の経営の健全化を図ることを目的。

○理容師法・美容師法に基づき、理容師・美容師が常時2人以上いる理容所・美容所は、高度な衛生知識を備えた管理者を置かなければならず、置かない場合は都道府県知事が閉鎖を命じることができる。

管理理容師・管理美容師とは・・・

○理容師・美容師の免許を受けた後3年以上理容・美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した者に付与

指定講習事業のスキーム



背景

- 衛生害虫、感染症の防止
- アレルギー被害の多発
- パーマ剤の多商品化

研修実施

専門職種の養成

- 最新知識の修得
- 資質の向上
- 技術水準の向上

研修効果

○常に衛生的で安心な状態でサービスを提供

○国民が安心して質の高いサービスを享受できる生活を実現

理容師美容師試験研修センターが指定講習事業を行うメリット

- 理容師・美容師の情報との一体的管理が可能であること
- 統一的な教材作成により無駄が排除され、統一的な質の確保が図れること
- 受講者数が少ない県での講習事業の開催を行いやすいこと

【理容師美容師試験研修センター】指定講習事業

評価結果 取りまとめコメント	評価結果・取りまとめコメントに対する対応状況	備考
【評価結果】 廃止 (管理理容師・美容師講習の廃止) (権限付与自体の廃止 7名 見直しを行う1名(講習内容を見直すべき 1名)) 【取りまとめコメント】 公衆衛生についての理解を深めていくことに関して、評価者は何ら疑問を持っていない。ただ、この講習制度の立てつけ上、理容師・美容師が2名になったら受けなければならないことの合理性が、本日の説明では理解できなかった。 公衆衛生に関して、理容師・美容師の資格を取得する際に、より一層、公衆衛生について理解を深めさせることはいいと思うが、わざわざ2名になると時にこれを受けなければならないと義務付けることについては当WGとしては理解できない。このため、権限付与自体の廃止、すなわち、2名になると受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直しを結論とさせていただく。	【削減額】 — ※国費の投入はされていない 【取りまとめコメントに対する対応状況】 ○行政刷新会議の評価結果を踏まえ、理容師・美容師の方や関係業界の意見の十分な聴取と、実態の把握を行うため、講習事業の存続の是非や配置義務要件の在り方、講習内容の精査を中心に議論をする検討の場を22年9月中に設置する。 ※見直しを行うためには、理容師法、美容師法の改正が必要となりうる	※役員のうち理事2名(常勤)については、1名は公募、1名は削減 ※国家公務員OB職員については定年により順次解消、その後は公募 ※役員報酬の引き下げを要請